

第9回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年12月25日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所 第3委員会室
3. 出席委員
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 吉田 重喜委員  | 2番 河崎 忠委員   | 3番 田井 博行委員  |
| 4番 福西 範委員   | 7番 浅野 徳昭委員  | 8番 熊坂 隆雄委員  |
| 9番 野村 照明委員  | 10番 佐藤 裕司委員 | 12番 佐藤 泰正委員 |
| 13番 細川 裕委員  | 14番 菊池 隆委員  | 15番 村上 正人委員 |
| 16番 松永 征明委員 | 18番 菊池 利治委員 | 19番 大坂 博文委員 |
| 20番 稲場 洋二委員 | 21番 成田 俊英委員 |             |
- (以上 17名)
4. 欠席委員
- |            |           |             |
|------------|-----------|-------------|
| 5番 田井 克廣委員 | 6番 三木 均委員 | 11番 松下 裕幸委員 |
|------------|-----------|-------------|
- (以上 3名)
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- 事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
農地業務担当員 道尾真弓 農地業務担当員 小泉真由美
- (以上 5名)
- 会議録署名委員の指名
- |             |
|-------------|
| 21番 成田 俊英委員 |
| 1番 吉田 重喜委員  |
- 会期決定について 平成27年12月25日(1日)
6. 議事日程
- 会務概要報告
- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第22号 | 現況証明願について(市街化区域)                      |
| 報告第23号 | 河川敷地利用権に係る廃止届について                     |
| 議案第42号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  |
| 議案第43号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第44号 | 河川敷地利用権に係る許可申請について                    |
- 協議事項 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業(農地転用等)の審査体制について

議長  
野村会長

それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。  
お忙しいところお集まりいただきまして、有り難うございました。  
ただいまより、第9回釧路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は17名です。  
議事録署名人に21番、成田俊英委員、1番、吉田重喜委員を指名しますのでよろしくお願ひ致します。  
なお、会期は本日12月25日の1日といたします。

議長  
野村会長

それでは、事務局より会務概要報告と報告2件についてお願ひします。

事務局  
坂井事務局長

会務概要報告から行います。  
議案書の2ページ、3ページをご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

それでは次の報告第22号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局  
坂井事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第22号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

最初に議案書5ページ表1番は、資料が6ページから8ページにございますが、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■■、他1筆、■■■■■  
m<sup>2</sup>で■■■■■所有地について、本人より現況証明願があり、12月1日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は駐車場及び建築済地でしたので、12月3日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に議案書5ページの表の2番ですが、資料は議案書、6、9、10ページで、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■■の1筆、■■■■■

m<sup>2</sup>で、所有者の■■■■の代理人、■■■■より現況証明願があり、12月17日、事務局職員2名により現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日12月17日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第22号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第23号「河川敷地利用権に係る廃止届」について事務局より報告してください。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書11ページ目でございます、報告第23号「河川敷地利用権に係る廃止届」について報告致します。

河川敷地の占有者は、占有している河川敷地を使用しなくなった場合は、北海道知事に廃止届を提出することとなっております。

今回、音別地区で1件の廃止届の提出があり、北海道知事より受理通知があったので報告致します。

議案書12ページの表の1番ですが、資料は議案書の13ページから15ページにございます。

■■■■が占有していた、■■■■、■■■■の音別川の河川敷地、合計■■■■m<sup>2</sup>について、経営規模見直しにより河川敷地の利用権の廃止をしたものであります。

以上、1件の河川敷地利用権に係る廃止届について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第23号「河川敷地利用権に係る廃止届」について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますので、事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書16ページ目でございます、議案第42号「農地法第3条の規定

による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や、農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書17ページから18ページに渡っております表の1番は、資料が議案書の19から35ページにございますが、                    が所有する、                      
                    、他89筆、合計                    m<sup>2</sup>の農用地について、ご子息の                    に経営を移譲するため贈与を行うものであります。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたく、ご提案を致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の村上委員に報告を求めます。

委員  
村上委員

議案第42号について、調査報告いたします。

平成27年8月18日、音別地区農業委員3名及び事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、                    の所有地を所有権移転により、子である                    に贈与して経営移譲するものであり、農地法第3条の許可要件のすべてを満たしておりますことから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
野村会長

それでは1番について質問、意見を求めます。

委員  
菊池隆委員

贈与税に関してはどうなるのか。

事務局  
秋元主査

贈与税の納税猶予か、相続時精算課税制度のどちらかになりますが、                    が税理士と相談中で、まだ決まっていないようです。

議長  
野村会長

その他、質問、意見はありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請」については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書の36ページ目でございます、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

今回、釧路地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配布しております「農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書」も併せてご覧下さい。

まず始めに、議案書の37ページ表の1番は、資料が議案書38ページ、39ページでございます。

平成24年7月31日開催の、第4期第4回総会、議案第19号にて審議を行い、平成24年8月1日に釧路市告示第246号で告示された、                    が所有していた、                    、他1筆、合計             ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合代表理事組合長小瀬泰氏と、                    との間で年間             円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、所有者の他界により、子である                      から相続の届け出がありましたので、所有者の変更を行いました。

議案書37ページの表の2番は、資料が議案書の38ページと40ページでございます。

                    が所有する、                    の1筆、            ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合代表理事組合長野村宏氏と、                    との間で、年間             円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を致しました。

以上、2件の農用地利用集積計画について、ご審議を頂きたくご提案致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の審議に入りますが、1番、2番の貸主の代理人として、阿寒農業協同組合の役員であります             、            、             が議事参与の制限を受けます。

            、            、             は退室して下さい。

(            、            、             退室)

議長  
野村会長

それでは審議します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番については原案のとおり決定いたします。

■■■■、■■■■、■■■■は入室して下さい。

(■■■■、■■■■、■■■■入室)

議長  
野村会長

1番と2番について、原案のとおり決定致しました。  
それでは次に、議案第44号「河川敷地利用権に係る許可申請」について、事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書41ページでございます、議案第44号「河川敷地利用権に係る許可申請」についてご説明致します。

本案件は河川法第34条の規定による権利譲渡の許可申請です。

河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、音別地区で2件の許可申請がありました。

議案書の42ページの表の1番は、資料が議案書の43ページから44ページにございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地で、■■■■が採草放牧地として占有許可を受けている、■■■■、■■■■㎡について、経営譲渡に伴い、後継者であるご子息の■■■■に、権利を譲渡するものであります。

議案書の42ページの表の2番は、資料が議案書の43ページ、45ページ、46ページにございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地で、■■■■が採草放牧地として占有許可を受けている、■■■■、■■■■、合計■■■■㎡について

て、経営譲渡に伴い、後継者であるご子息の■■■■■に権利を譲渡するものであります。

以上の2件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

それでは1番について質問、意見を求めます

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第44号「河川敷地利用権に係る許可申請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第44号「河川敷地利用権に係る許可申請」の1番については原案のとおり決定いたします。

次に、2番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
細川委員

議案の占用場所の所在が2つあるがなぜか。

事務局  
秋元主査

2つの権利を譲るため、分かれています。

場所の違いです。

議長  
野村会長

その他、質問、意見はありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第44号「河川敷地利用権に係る許可申請」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

総数と認め、議案第44号「河川敷地利用権に係る許可申請」の2番については原案のとおり決定いたします。

議長  
野村会長

協議事項として事務局より提案がございます。

事務局  
坂井事務局長

それでは、協議事項として事務局よりご提案いたします。

議案書47ページに本件について載せております。

資料は別添の協議資料とあります、資料1、資料2、資料3をご覧ください。

このたびのご提案は、農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の農業経営基盤強化促進事業、農用地利用集積計画における農地取得及び転用の審査体制等についてです。

協議事項提案の経緯としまして資料1の前段に書いておりますが、本年11月18日、農業法人(株式会社)より口頭で本法による農用地利用集積計画にて農地取得及び転用案件の申し出がありました。

ご存じのように、農地取得及び農地転用は農地法で行うのが一般的であり、農業経営基盤強化促進法による農地取得及び転用は、過去に平成19年度に阿寒TMRセンター等で行った事例があります。

本提案は、資料1の3ページの2、審査体制の整備目的にも記しましたが、農地転用の許可権者は道及び国であります、審査は厳しく、その内容から非常に時間を要するものとなっております。

農業委員会の業務は、農地転用に関しては、意見の送付があり、意見を付すにあたり、重要な視点は農地を守る必要性の判断が第一で、これに合わせて近隣農家等への支障がないことなどを審議し、判断しています。

特別考慮する協議事項がない場合は、事務局が審査事項全体を一括して調査表にて提示し、審議している体制でした。

当該法による審議は結果として全て農業委員会にゆだねられており、また、申請者への相談助言、指導、計画策定、審査、許可に当たる議決まで行うこととなります。

本来、指導等を行う機関と許可する機関を別にする事で、厳正な審査体制をつくることができ、法の目的を果たす役割をもっております。

いわば、自分で作ったものを自分が許可するとなるわけです。

このことから、本法における農業委員会での審議の実施にあたり、審査体制を変更する必要があると考え、本協議事項としてその内容等を提案しました。

これからは、プロジェクターにより資料1から説明いたします。

(資料1から3まで説明)

事務局  
坂井事務局長

以上、提案理由及び審査体制等を説明させていただきました。

提案の主旨等をご理解いただき、協議いただきたくお願いいたします。

議長  
野村会長

ただいま、事務局より提案理由等の説明がありましたが、本審査体制等について、

ご意見や質問等がありますか。  
挙手にて発言をお願いします。

委員

菊池隆委員

農地法4条や5条と、利用集積計画での転用との違いは何か。

事務局

坂井事務局長

農業委員会だけの議決により、転用が認められることです。

委員

佐藤委員

前に阿寒TMRセンターを農用地利用集積計画でやった時には、何もなく進めていけたので、今もできるのではないか。

委員

細川委員

転用の審査を農業委員会が全てできるということか。

事務局

坂井事務局長

前段の申し出理由で述べた様に、農業委員会で全て決定する為、審査を慎重に行うべきと考え、このような体制にさせていただきたいと申し出ました。  
農業委員会のみで審議し、決定します。

委員

細川委員

案件審査を農業委員がやるのか。

委員

佐藤委員

問題があったのか。  
以前のままでもいいのではないか。

事務局

坂井事務局長

本法の利用集積計画は、市が作成することになっていますが、当市では、農用地利用集積計画の作成は、市長部局から農業委員会に事務委任されており、自分で作成した計画を自分で審議し、決定することとなる為、チェックの機能が働かず、審議する意味がないと思っています。

委員

佐藤委員

しかし、書類は事業者側が作るのではないか。

議長

野村会長

事前に、田井、稲場両代理とも協議したが、阿寒TMRセンターとは内容が違い、慎重に審査すべきとなった。  
審査にあたっては、自分達で審査しなければならないので大変だ。

事務局

坂井事務局長

事業計画の申し出は事業者であるが委員会の議決を要するのは利用集積計画です。

委員

佐藤委員

19年には合併していたかと思うが、その時には阿寒地区の委員のみでやっていたと思うが、それではだめか。

議長

野村会長

前回と今回とは内容が違い、釧路、阿寒の専門部会で行うことにはならない。音別を除いてはできない。

委員

村上委員

今までは大臣協議していたが、これは農業委員会の責任になるということではないか。

事務局

坂井事務局長

そうです。

議長

野村会長

そんなに早くできるとは思わない。  
時間や労力がかかる。

事務局

阿部次長

口頭で申し出のあった法人が、農地保有適格化法人として、要件を満たすであろう来年の新法施行を待っているのは許可が遅くなるので、農業者の利益を考えて、事前に審査できるものからやっけていき、新法施行後、早期に許可できるようにしたいです。

申請書一式を揃えても、それだけでは駄目です。

農地法第5条、第3条許可と同等の裏付け資料を用意してもらいます。

例えば、場所について言えば、何故そこなのか、買収できるからというのは理由になりません。

周辺の土地を全てあたって、非農地で適地がないこと、農地の中でこの土地にせざるを得なかったことを示す資料が必要となります。

議長

野村会長

それらを農業委員会でやると、時間がかかると思う。

稲場

会長職務代理

審査を慎重に行う必要があれば、その様にやるしかないのではないかと。

事務局

阿部次長

農振区分を変更する場合、手続きの始めに農業委員会への意見照会がありますが、転用計画の詳細まで固まり、農業委員会で検討していなければ、適当であるという意見は付すことができません。

農業振興地域整備計画は、釧路市全体で1つの計画であり、変更中に更に変更することができない為、同時期に何件も案件があると、一番遅いものに合わせなければなりません。

また、全ての用意が整って、申し出を受け付けてから、最短74日余りかかるので、前後の事務処理を入れると100日以上必要とされています。

議長  
野村会長

説明は以上かと思うが、具体的に事例がないため、出た時にやっていくしかないと思う。  
早いかどうかはわからない。  
通常の転用申請の方が早いと思う。  
今のところ、口頭での申込みのため、文書で出されたら考えなければならない。  
農業委員会でやるようになったら、先ほどの説明のとおりに行っていくことになると思う。  
他に事務局の申し出に対し、質問、意見はありませんか。

(特に声なし)

議長  
野村会長

なければ、本日の総会を閉会致します。  
ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年12月25日

議長 野村 照明

署名委員 成田 俊英

署名委員 吉田 重誓